

口頭弁論

地震動データ不せ

大飯原発控訴審で住民側

と訴えました。

また、住民側は原発の地震動想定が過小評価となりうる現在の手法の問題点を説明しました。

関西電力大飯原発
3、4号機（福井県おい町）の再稼働差し止め訴訟で控訴審の第6回口頭弁論が30日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で開かれました。住民側は関電側に対し、原発は開かれました。住民側で想定する最大の揺れとされ、耐震設計の要となる基準地震動を検証するための元データを提出するよう求めました。

住民側は原発敷地の地下構造を3次元的に掌握するためのデータ

の提出を求めるとともに、「敷地の地震動のデータはあるのか」と質問しました。関電側は「原子力規制委員会で評価されているの

で、この法廷には出さない」と答え、住民側は「規制委に出したから司法で判断する場に出さないとは、どういうことか」と批判しました。裁判所も「示せるものは示したうえで裁判所が判断するのが原則だ」と述べると、関電側は「検討する」と答えました。

福島県南相馬市から避難している住職が意

見陳述し、「私たちの、ごく当たり前の生活の中で、ごく当たり前の幸せを求める権利よりも、電力会社の発電行為の方が大事なのか」

次回は2016年2月29日です。同日、新たに6月1日に弁

論の日程が入りました。